

ReCoBook 利用約款

ReCoBook 利用約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「当社」といいます。）と第1条に定義する ReCoBook（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）を締結した事業者および締結を希望する事業者（以下あわせて「事業者」といいます。）に対して適用されるものとします。当社は、本約款に基づき事業者に本サービスにかかるサービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める義務を誠実に履行するものとします。

第1条（定義）

1. 「ReCoBook」:事業者の従業員および事業者が指定した者（以下あわせて「従業員等」といいます。）が自身の仕事の状況を記録もしくはサーベイに回答し、または他の従業員等がこれらを一覧もしくはこれらに対してアドバイスを行うことなどを通じて従業員等の成長を促すための環境を提供する当社のサービスをいいます。
2. 「事務局アカウント」:第4条に従い当社から事業者に付与される、事業者の本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。
3. 「ユーザアカウント」:第5条に従い事業者からユーザに割り当てられる、ユーザの本サービスの利用にかかわるアカウントをいいます。
4. 「ユーザアカウント等」:本サービスの利用にかかるユーザアカウントおよびパスワードをいいます。
5. 「ユーザ」:事業者の従業員等で、事業者が割り当てたユーザアカウントを用いて本サービスを利用する個人をいいます。
6. 「サーベイ」:本サービスを通じてユーザが回答するアセスメントをいいます。
7. 「個人情報」:事業者またはユーザに関する情報であって、当該情報を構成する氏名、性別、メールアドレス、生年月日その他の記述等によりユーザまたはその他の個人を識別できるものをいい、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含むものとします。
8. 「サービス申込日」:第2条に基づき事業者が当社に本サービスの利用にかかる申し込みを行った日をいいます。
9. 「サービス利用開始日」:事業者が申込書により申し込み、当社が承諾した日をいい、事業者はサービス利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。
10. 「ユーザ利用開始日」:事業者がユーザアカウント等を従業員等に割り当てる際に指定した日をいい、ユーザはユーザ利用開始日以降本サービスを利用できるようになります。

第2条（本サービスの利用申込）

事業者は、本サービスの利用にかかる申し込みを行う場合には、本サービスの仕組みおよ

び本サービスにより提供されるサービスの内容を理解・承諾の上、事業者の本サービスに関する事務局のメールアドレス等必要な事項を記載した当社所定の申込書により申し込むものとします。

第3条（契約の成立）

前条の事業者による本サービスの利用にかかる申し込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が成立するものとします。ただし、事業者は、本約款の内容を理解しこれに同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。

第4条（サービス登録）

1. 当社は、本契約が成立した場合には、サービス利用開始日までに事業者の本サービスへの登録を完了し、事業者に対し、事務局アカウントを発行するものとします。事務局アカウントは、本契約の解除または本サービス利用の停止・終了まで有効です。
2. 当社または事業者の都合により事務局アカウントを再発行する場合には、当社は、情報セキュリティの観点から事業者の認証を行うことができるものとします。なお、事業者は、事務局アカウントの再発行にかかる事務処理は一定の時間を要し、当社が即時の再発行には応じられないことを予め承諾します。
3. 事業者が本契約の解除および事務局アカウントの削除を希望する場合には、当社指定の様式にて申請するものとします。
4. 当社は、当社の行う審査において、事業者が本サービスの一部または全部のサービスの利用について不適格と判断した場合は、事業者の事務局アカウントの登録を拒否し、または、既になされた事務局アカウントの削除をすることがあります。なお、当社はこの場合であっても事業者が既に利用料を当社に支払っている場合には、減額・返還の義務を負わないものとします。

第5条（ユーザアカウント等の管理）

1. 事業者は、サービス利用開始日以降ひとつのユーザアカウント等に対してひとりのユニークな従業員等を割り当てるものとします。ユーザアカウントを複数の従業員等で共用し、またはひとりの従業員等から別の従業員等に引き継いで使用することはできません。
2. 事業者は、ユーザアカウント等を厳重に管理する義務を負い、第三者に譲渡または貸与もしくは開示等してはならないものとします。事業者のユーザアカウント等の管理不十分、第三者によるユーザアカウント等の不正使用等による事業者およびユーザの損害に対し当社は一切の責任を負いません。また、第三者がユーザアカウント等を用

いて本サービスを利用した場合、当社は当該利用が事業者によるものとみなします。

3. 前二項にもかかわらず、事業者が、事務処理の必要性から、事業者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合は、当該第三者に本約款における事業者と同等の義務を負わせたうえで、事業者の一切の責任においてこれを行うものとし、それにかかる事故等に関し、当社は何らの責任も負わないものとします。

第6条（事業者の義務および禁止行為）

1. 事業者は、当社が承諾した利用目的においてのみ、本サービスを利用できるものとし、当社が承諾した利用目的以外での本サービスの利用、または第三者に対する利用の許諾をしてはならないものとします。
2. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、如何なる方法によっても、本サービスについて、複製、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバーへのアップロードを含みます。）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳または第三者への開示をしてはならないものとします。
3. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、本サービスと同一または類似のものを作成することはできません。
4. 事業者は、事業者自らまたは第三者をして、本サービスに関する出版物等を発行することはできません。

第7条（再委託）

当社は、本サービスの一部または全部を第三者に再委託できるものとします。この場合、当社は本約款上の当社と同等の義務を再委託先である第三者に負わせ、当社自らも当該再委託先の義務を連帯して負います。

第8条（機密情報の保持）

事業者および当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの提供ないし利用に関して知り得た相手方に関する情報を、第7条に定める場合を除き、第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号の情報を除きます。

- (1)相手方から知り得た時点で、公知である情報
- (2)相手方から知り得た後、自己の責によらず公知となった情報
- (3)第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4)相手方から知り得た情報によることなく、独自に開発した情報
- (5)法令の定め、または裁判所、政府機関等の命令により、その開示が義務づけられた情報

第9条（個人情報）

当社は、本サービスの提供に際して事業者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、当

該個人情報を機密として保持し、第7条に定める場合を除き、事業者の事前の承諾なく、第三者に開示、漏洩し、また本サービスの提供以外の目的で利用してはならないものとします。また、当社は、当該個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じなければならないものとします。なお、当該個人情報が前条各号に該当する場合も、当社は、当該個人情報を機密として保持しなければならないものとします。

第10条（知的財産権の帰属）

1. 本サービス（内容、配列、採点方法、マニュアル、解説書等を含む）および本サービスを通じて当社から事業者提供される成果物に関する著作権等の知的財産権（著作権法第27条および28条に定める権利を含む）は、すべて当社に帰属するものとします。
2. 事業者は、成果物を、本サービスの目的の範囲で、自社内においてのみ非独占的に自由に使用できるものとします。

第11条（本サービスの提供の停止）

当社は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、事業者への事前の通知なくして、本サービスの提供を一時的に停止することができます。

- (1)本サービスの保守または仕様の変更を行う場合
- (2)天災地変等の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、本サービスの提供が不可能となり、またはそのおそれがある場合
- (3)当社が、その他やむを得ない事由により本サービスの提供の一時的な停止が必要と判断した場合

第12条（本サービスの利用の停止等）

1. 当社は、ユーザアカウント等が不正に利用されているもしくはその疑いがある場合、当該ユーザアカウント等を変更するよう事業者に求め、また当該ユーザアカウント等の利用を一時的に停止することができます。
2. 当社は、事業者が本約款等に違反しているもしくはその疑いがある場合、事業者の本サービスの全部または一部の利用を停止することができます。

第13条（利用料）

1. 利用料は、当社が別途定める特定の機能および特定のユーザアカウントの利用開始日翌日0時（当日の24時）を迎えた時点で、事業者に対し支払い義務が発生するものとします。事業者が、当該利用開始日以降、本サービスの利用停止、本契約の解除、キャンセルまたは事務局アカウントもしくはユーザアカウントの変更・削除等を希望した場合であっても、利用料は減額・返還されないものとし、事業者は利用料の支払い義務を負います。

務を負うものとしします。

2. 当社は、利用料を毎月末締めにて計算し、翌月に事業者に対して請求書を送付するものとしします。事業者は、当社より請求を受けた利用料全額を、別途定める期日までに当社の定める銀行口座へ振り込むことにより支払うものとしします。なお、振込手数料は事業者の負担としします。

第14条（約款の変更）

1. 当社は、事業者の承諾なく、本約款を随時変更することができるものとしします。
2. 前項に関わらず、当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の2週間以上前から適用開始日まで、変更条件を本サービス上に掲載するものとしします。
3. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の掲載日より2週間以内に、書面にて当社に対して通知しなければなりません。
4. 当社が前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとしします。ただし、事業者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、事業者が既に利用料を支払っている場合には、当社は事業者に対し利用料の返還義務を負わないものとしします。
5. 第4項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとしします。

第15条（当社の責任）

1. 事業者の本サービスの利用により生じる一切の損害（精神的苦痛またはその他の金銭的損失を含む一切の不利益）につき、当社は当社に過失がない限り責任を負わないものとしします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社の故意または重過失がない限り、当社の責任は当該損害発生時点から直近で当社が事業者へ請求した利用料を上限とし直接かつ通常の損害に限られるものとしします。
2. 事業者が本サービスに登録を申請した事項もしくは事業者が自ら登録した事項に誤りがあること、または事業者が登録すべき事項を登録しなかったことにより、事業者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとしします。
3. 回線の混雑や回線障害、または予測できないコンピュータのトラブル等により本サービスを一時的に利用出来ない場合、当社は一切の責任を負わないものとしします。
4. 通常講ずるべきコンピュータウィルス対策では防止できないコンピュータウィルス被害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとしします。当社は、コンピュータウィルスその他の不可抗力に起因して本サービスにおけるデータが消去・変更されないことおよび本サービスの提供に不具合やエラーや障害が生じないことを保証するものではありません。

5. 当社は、事業者がサーベイの結果その他本サービスを利用して得た結果の効果を保証するものではなく、事業者が本サービスの結果に基づき行動しまたはしなかったことにより事業者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
6. 事業者が日本以外の国または地域において本サービス（採点結果の利用を含む）を利用した場合において、本サービスの一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、事業者その他の第三者に損害が生じた場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第16条（データの閲覧、廃棄、削除、消去）

1. 事業者は契約期間中、過去の仕事の状況記録、コメント、サーベイへの回答、その結果等の本サービス上のデータ（以下「過去データ」といいます。）の閲覧やダウンロード等を行うことができます。しかし、契約期間終了後は過去データの閲覧およびダウンロード等はできません。
2. 当社は、事業者から過去データの削除依頼があった場合、速やかに当該過去データの廃棄、削除、消去を行うものとします。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含みます。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

第18条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第19条（禁止事項）

セキュリティ保持の必要性に鑑み、事業者の自動巡回プログラム等により本サービスに関するシステムの全部または一部に過負荷をもたらすおそれのある行為または当社の事前の書面による承諾なく、本サービスの利用の目的を超えてアクセスする行為（セキュリティ診断、検査その他アクセスの目的および方法を問いません。）は一切禁止します。万一事業者が当該行為を行った場合、当社はこれに対し事前予告なくして遮断措置等技術上の措置を講じることができるものとし、これにより事業者に損失が生じた場合でも当社は何ら責任を負わないものとします。

第20条（契約解除）

1. 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときには、即時に本契約を解除または本サービスの提供を停止することができます。
 - (1)本約款の規定に違反したとき
 - (2)当社の信用を傷つけたとき
 - (3)差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
 - (4)手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
 - (5)事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
 - (6)合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
 - (7)信用に不安が生じたとき
 - (8)事業を廃止したとき、または清算にはいったとき
 - (9)第17条の表明保証に違反したとき
 - (10)その他本約款に定める条件を遂行できる見込みのなくなったとき
2. 当社は、前項各号に定める事項の他、第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による本サービスの利用が、当社または本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、本契約を即時に解除することができるものとします。

3. 事業者は、前2項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

第21条（準拠法・合意管轄）

本約款および本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（存続条項）

本契約終了後も、第8条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条、第23条および本条は有効に存続するものとします。

第23条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

附則：平成30年6月26日 改定・適用